

琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例(案)
パブリックコメント(意見公募)の結果について

商工観光課

1 概要

中小企業・小規模企業の振興に向け、関係機関等による条例検討会を経て、条例(案)を作成し、このたび町民等に広く意見募集を行いました。

2 パブリックコメント(意見公募)結果について

- (1) 意見募集期間 平成 31 年 1 月 25 日から 2 月 14 日まで
- (2) 提出方法 持参、郵便、電子メール、F A X、意見箱(本庁舎、分庁舎、まなびタウンとうはく)
- (3) 意見の提出 町へ持参 1 人(意見数 11 件)
- (4) 内容
 - ① 反映する : 一件
 - ② 盛り込み済み : 2 件
 - ③ 原案どおり : 9 件
 - ④ 今後の検討課題 : 一件
 - ⑤ その他(意見等) : 一件

項 目	応募意見の要旨	応募意見に対する町の考え方	対応
前 文	商業統計調査数値、工業統計出荷数値、法人町民税年額納税総額、法人数、町内企業従事者総数など具体的な数値の記載や先駆的な企業の取り組み、ハローワークとの連携など記載してはどうか。	前文には、町の現状及び条例制定の必要性を明記するものと考えており、具体的な統計数値や個別の企業の取り組みの記載は考えておりません。	③
第 2 条 5 号	教育委員会の定義はどこに規定されていますか。	教育委員会は、教育に関する事務を管理執行するため、地方公共団体に置かれる行政委員会であるため、特に個別に規定する必要がないと考えます。	③
第 3 条	基本理念、真の当事者は当該企業と考えます。当該企業の自主的な努力は当事者として当然の大原則。「努力を尊重しつつ」を「基本として」とかにされてはどうか。	企業の努力は基本ではありますが、その努力することに対して尊重するという表現は、明記する必要があると考えます。	③
第 3 条	「国、県」に「国、県、商工会」その他とし、商工会を明示してはどうか。	「国、県 <u>その他関係機関</u> 」の中に含んでいるものと考えます。	②

第4条 2項	「広く町民の意見、参画、男女共同参画」の視点は必要と考えます。	町民からの意見は、貴重なものと考えますが、基本計画を定める段階で、広く町民の意見や参画などは難しいものと考えます。	③
第7条 4項	「人権」という言葉を挿入することはできませんか。	同趣旨の内容は明記されているものと考えます。	②
第10条	郷土愛、健全な職業観、勤労観などもっとひらがなのやさしい表現はできませんか。	郷土愛、健全な職業観、勤労観という表現は、「教育機関の役割」として正しく理解いただく上で必要と考えます。	③
第12条 2項	「広く町民」を明示、挿入されてはどうか。	施策の実施状況を公表後、町民から広く意見聞くことは可能ですが、検証段階において、広く町民の意見を聴くことは難しいものと考えます。	③
第13条	「必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする」と無条件ではないように規定がなされていますが、より明示的に（事業内容の合理性、適格性、財政規律、予算の範囲内、財政の健全性の確保など）規定されてはどうか。	ご意見のとおり、より明示的に規定すれば分かりやすいですが、地方財政法で既に規定されているため、原案のとおりとさせていただきます。	③
全 般	「中小企業・小規模企業」の表現は、以下「当該企業」とされてはどうか。	中小企業・小規模企業の振興を目的とした条例であるため、記載の必要があると考えます。	③
全 般	町の場合数カ所に「責務」と規定されていますが、町の積極性やかかる課題の深い認識から出てきた表現かもしれませんが、「役割」とかより適切な表現がよいのではないのでしょうか。	中小企業基本法6条、および小規模企業振興基本法第7条に地方公共団体の「責務」の規定がされており、それに基づき明記しております。	③